

令和5年度

後期募集

岡山市人権啓発活動補助金対象事業を募集します

◆こんな事業が対象になります

岡山市人権啓発活動補助金交付要綱第3条第1項に規定される、自発的かつ自主的に行う営利を目的としない公益活動に該当し、かつ広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする広く市民に広報して実施する市内で開催される全市的な活動

■ たとえば

講演会・研修会・啓発イベント等

性別に起因する問題、子ども・高齢者・障害者に関する問題、同和問題、外国人市民に関する問題、ハンセン病患者・回復者及びHIV感染者に関する問題など

◆団体としての要件があります

岡山市人権啓発活動補助金交付要綱第4条第1項第1号から第7号の要件を満たす団体が対象となります。

(裏面に岡山市人権啓発活動補助金交付要綱(抜粋)を掲載しています。)

募集期間

令和5年9月4日(月)

～9月22日(金)

◆補助の対象となる経費は次のような経費です

■ 講師等に要する経費

◆補助金の額は事業費によって決まります

■ 会場使用料

■ ちらし・資料等印刷費 など

■ 活動に要した費用の2分の1の範囲内で100万円を上限とします。

◆審査について

■ 岡山市人権啓発事業指定審査会で審査を行います。

問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市市民協働局市民協働部人権推進課

電話 (086)803-1070

お気軽にお問い合わせください。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

- (1) 非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体で、過去の実績等から能力及び信用があり、補助事業を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。
- (2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し、市等の公的機関と協働して公益に資する活動を行う団体であること。
- (3) 広く人権問題に取り組んでいること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないと認められること。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないと認められること。
- (6) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないと認められること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。